

北海道告示第 10684 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 4 月 20 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年 12 月 19 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル神楽店
旭川市神楽 4 条 12 丁目 12 番 15 号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
旭川電気軌道株式会社
代表取締役 河西 利記
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）旭川電気軌道株式会社 代表取締役 大竹 泰文
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号
（変更後）旭川電気軌道株式会社 代表取締役 河西 利記
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号
- (4) 変更の年月日
平成 30 年 5 月 29 日
- (5) 変更する理由
代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年 12 月 11 日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
令和元年 12 月 19 日（木）から令和 2 年 4 月 20 日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで